

(案)

バイオマス活用推進専門家会議の設置について

平成 22 年 2 月 3 日
バイオマス活用推進専門家会議決定
(最終改正：令和 4 年〇月〇日)

バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号）第 33 条第 2 項に基づき、バイオマス活用推進専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

1. 組織

- 1 専門家会議は、バイオマスに関する専門的知見を有する者、バイオマスの大部分が農山漁村に由来することにかんがみ、農林水産業を営む者等であって、関係府省の長（内閣府にあっては科学技術政策担当大臣）が任命する者をもって構成する。
- 2 専門家会議の事務局を農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課に置く。

2. 事務

専門家会議は、推進会議の要請を受け、バイオマス活用推進に関する専門的事項について検討を行い、推進会議に報告するものとする。

3. 専門家会議の開催

専門家会議は、推進会議の要請に応じ、開催するものとする。

4. その他

専門家会議の運営等に関し必要な事項は、専門家会議において定める。

バイオマス活用推進専門家会議 委員（案）

あいかわ たかのぶ
相川 高信

（公財）自然エネルギー財団 上級研究員

いしい かずえい
石井 一英

北海道大学大学院工学研究院環境工学部門 教授

いもう けんじ
芋生 憲司

東京大学大学院農学生命科学研究科 教授

うしくぼ あきくに
牛久保 明邦

東京農業大学名誉教授

おおわだ じゅんこ
大和田 順子

同志社大学総合政策科学研究科
ソーシャル・イノベーションコース 教授

くぼやま ひろふみ
久保山 裕史

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所
林業経営・政策研究領域長

さかい さやか
酒井 明香

（地独）北海道立総合研究機構 森林研究本部
林産試験場利用部 資源・システムグループ 主査

たけがはら けいすけ
竹ヶ原 啓介

（株）日本政策投資銀行設備投資研究所
エグゼクティブフェロー

はざま かずとし
裕 一寿

興部町長

もりた ひろあき
森田 弘昭

日本大学生産工学部土木工学科 教授

やまじ けんじ
山地 憲治

（公財）地球環境産業技術研究機構 理事長・研究所長

よしおか としあき
吉岡 敏明

東北大学大学院環境科学研究科 教授

（五十音順、敬称略）